

- 1 働き方改革について
  - (1) 市の取組について
  - (2) 兼業禁止について
  - (3) 週休3日制について
  - (4) 兼業農家への支援について（産業推進監）
    - ア 専業農家と兼業農家の状況について
    - イ 遊休農地活用について
    - ウ 兼業農家への支援拡充について
  - (5) 時差出勤について
  - (6) 民間事業者への働きかけについて（産業振興部）
  - (7) 夜の街の活性化について（産業振興部）
- 2 小中学校海外派遣事業について
  - (1) これまでの状況について
  - (2) 現在の状況について
  - (3) 次年度以降の予定について
  - (4) 事業拡大について
- 3 犯罪被害者等支援条例の制定について
  - (1) 県の状況について
  - (2) 県内市町村の状況について
  - (3) 本市の制定の考えについて

◆新実祥悟議員 おはようございます。

それでは議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きい1番、働き方改革についてです。

(1) 市の取組についてお尋ねいたします。

昨日、伊藤享佑議員から災害時におけるBCPのお話がありました。たまたまコロナ禍があつて、この間、市役所のほうも働き方改革のほう若干進んだのかなという、そんな印象も持っているわけですが、昨日の伊藤議員の話を聞いて、ああやっぱりそういうことがあると進む、だけどそういうことがなくても働き方改革は進めていかなければいけないのかな、そんな印象を持ちました。

そこでお尋ねいたします。

令和元年度に働き方改革関連法が施行されてから4年が経過しますが、働き方改革についてのこれまでの市の取組について、時間外勤務の削減への取組のほか、どのような取組をなされているのか伺います。

また、直近の時間外勤務の状況についてもお願いいたします。

◎大森康弘企画部長 長時間労働を是正し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革関連法が令和元年4月に施行されております。本市におきましても、職員が働きやすい勤務環境を整えるため、長時間労働の是正や年次有給休暇の年5日以上取得の義務化などに取り組んでまいりました。具体的な長時間労働の是正に係る取組といたしましては、業務の簡素化及び平準化、職員の適正配置や計画的な採用等を図りつつ、時間外勤務につきましては、月45時間以下、年360時間以下を原則とし、他律的業務の比重が高い部署におきましても、月100時間未満、年720時間以下とする上限基準を設定し、その遵守に努めてまいりました。

そのほかにも毎週水曜日のノー残業デーの実施に加えまして、勤務時間終了後には退庁を促す庁内放送を行うなど、長時間労働の是正対策を進める一方で、コロナ禍を踏まえテレワーク勤務を開始し、柔軟な働き方の実現に向けた取組も進めてまいりました。

しかしながら直近の時間外勤務につきましては、職員1人当たりの月平均の時間数は、令和元年度から令和3年度がいずれも約11時間、令和4年度は約12時間となっており、近年はコロナ対策等の業務もあり、時間外勤務の削減が進んでいない状況でございます。

以上です。

◆新実祥悟議員 では、(2)兼業禁止についてお尋ねいたします。

市の職員さんについては兼業禁止、いわゆる地方公務員法における営利企業への従事等の制限があるというように聞いていますが、例えば平日の業務終了後や土曜日、日曜日、祝日に農業に従事するなど、副業することが可能であるかどうかをお尋ねいたします。

◎大森康弘企画部長 地方公務員の兼業につきましては、公務能率の確保、職務の公正の確保等のため、地方公務員法により営利企業への従事等が制限されております。具体的には、勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員を除き、常勤の正規職員は原則として兼業禁止となっており、許可なく営利企業を営んだり、報酬を得て事業に従事することはできないこととされております。

なお、相続による事業継承など、一定の要件を満たす場合には任命権者の許可により農業等に従事することが可能となっております。

一方で、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや、人口減少に伴う人材の希少化等を背景に民間労働政策におきまして、兼業や副業が促進されてきている実態がございます。それに伴い、地方公務員につきましても、公益性の高い地域貢献活動等につきましても、許可基準を設定し、地域活動に関する兼業を積極的に促進する自治体も出てきております。本市におきましても、兼業の取扱いに関しまして、国や他の自治体の動向を踏まえつつ、必要に応じて見直しの検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

◆新実祥悟議員 公益性の高いということで農業は、私は公益性が高いというように思っております。どういう意味かという、国では食料安保ということで、農業についてしっかりとやっていかなければいけないという、そういう施策を展開しているわけですので、明らかに公益性が高いと私は思っています。

次の質問に移ります。(3) 週休三日制について。

国家公務員において働き方改革の一環として今年度の人事院勧告に週休三日制の実施、拡大等が盛り込まれるという検討がなされていると聞いているのですが、市として週休三日制に踏み込めるのかどうかを伺います。

◎大森康弘企画部長 週休三日制の導入につきましては、今年度の国家公務員の働き方に関する人事院勧告におきまして、フレックスタイム制の拡充に合わせ、育児や介護といった事情がなくても、週休三日制を取得可能にする法改正案が検討されているというように認識をしております。

また、週休三日制を試験的に導入している自治体もございますが、勤務時間の総量を維持するため、1日の勤務時間が長くなるなどの課題がある中、施設の開庁時間との関係や、業務の性質上適用困難な部署もあるなど、現時点では導入の難しさも感じております。

しかしながら、職員の対応で柔軟な働き方を進めていくため、国や他の自治体の動向を注視しつつ、週休三日制の導入可能性につきましても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

◆新実祥悟議員 ありがとうございます。まず、人事のお話を伺っておいて、これで農業の話をお伺いしたいと思います。

(4) 兼業農家への支援について。

ア、専業農家と兼業農家の状況についてお尋ねいたします。

週休三日制の導入により、農業に従事することができれば、農業従事者の高齢化や担い手不足の解消につながるのではないかと考えていますが、本市の専業農家と兼業農家の現状についてお尋ねいたします。

◎永島勝彦産業推進監 本市における専業、兼業別の農家数の状況につきましては、令和2年の農林業経営体調査から専業、兼業別の農家数の統計が廃止されたため、2020年農林業センサスにおける主、副業別農業経営体数の統計に基づき御説明させていただきます。

令和2年の個人経営体数は616戸であり、その内訳は、農業所得が主な主業農家が227戸で、農外所得が主な準主業農家及び副業的農家が389戸となっております。

◆新実祥悟議員 では、イとして遊休農地活用について、兼業農家が増えれば遊休農地対策になると思いますが市内に遊休農地はどのぐらいあるのか、また、どのように活用しているか現状を伺います。

◎永島勝彦産業推進監 遊休農地の現状につきましては、令和4年12月時点で576筆、面積293ヘクタールが遊休農地になっております。遊休農地対策に関しましては、全国的に対応に苦慮している状況ではございますが、その発生を初期の段階で食い止めることが重要であると考えております。

具体的には、農地を管理することが難しくなってきたと相談があった場合は、農地中間管理機構を通じて、担い手の方に貸出していただくことを勧めており、令和5年3月末時点で683筆、面積42.3ヘクタールの農地を契約管理していると農地中間管理機構から伺っております。

◆新実祥悟議員 そこでウとして、兼業農家への支援拡充についてお尋ねいたすわけですが、農業経営には、様々な課題があるため農業経営の安定化を図る支援が必要であると思っておりますが、本市の兼業農家に対する支援内容について伺います。

◎永島勝彦産業推進監 農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、国際情勢の影響による農業資材や原油の価格高騰など様々な課題に直面しております。このような状況ではございますが、市といたしましては、農業経営の安定的発展を図ることを目的に、柑橘マルチ栽培推進事業をはじめ、樹園地改植支援対策事業、イチゴ交配用ミツバチ導入事業などの農業振興事業を実施しておりますが、専業農家、兼業農家の区別はなく、これらの事業を活用していただいております。

◆新実祥悟議員 ここまでお尋ねしたのは、結局兼業農家への支援というのは特別になされてはいないということをお伺ったわけです。それで、市のほうとして働き方改革をしていただく中で、市の職員さん多少なりとも、時間がもしできればその中で兼業農家として働いていただけるような形で、週休三日制を取っていただきながら農業を守っていただきたい、そういう思いで質問させていただきました。

今の兼業農家の方では、週休二日であったとしてもその二日の休み、繁忙期においては二日とも仕事をして、次のまた5日間会社へ行って、例えば市のほうへ出てきて仕事をしてということで休む時間がないというような状況になっていると聞いています。こういう状況では、兼業としてもなかなかやり手がない、やりたくないというようなことにもなっているというように聞いているわけで、それを少しでも解消するために週休三日を取っていただいて、少なくとも週のうちの1日は休んでいただけるような形が取れないかという、そういう提案ではあります。

それをする中で、そういう働き方をする方にとって、年間の収入というのが落ちてしまうというのはこれは望むところではありませんので、その収入を一定確保するために、先ほど伺った兼業禁止についての若干の配慮をしていただいて、例えば農家の兼業の方については、収入を得てもいいですよというような、そういった形にならないのかということと質問させていただきました。できうればそういうような形になっていただいて、日本がどんどん荒廃していく農業ではなくて、38%という日本の今の生産率を少しでも上げていけるような形を取っていかなければならないのではないかと考えています。

特にこれを思ったのは、この間のロシアとウクライナのあの戦争において、今、現状もそうですが、食料品の高騰、こういってことを受けて、日本のある立場というのが明確になったのではないかとこのように思います。どうしても食糧安保の視点から言って、しっかりと日本国内で食料を生産していくということがまずは第一義として重要であると、そういう観点からいろいろな産業もちろん大事ですが、農業、食料というところは絶対外さないような、そういう方針に向けての方向性を見て対応していただきたいというように思っております。これは私の考えですが、市のほうもそういった方向をもって動いていただけるとありがたいなというように思います。

また、市がそのようにやっていただけることで、民間にももっとそういう方向で働きかけがなされるというようにも思っておりますのでお願いしたいと思っております。

次の質問に行きます。

若干農業とは離れてしましますが、(5)時差出勤について伺います。

朝は、例えば1時間早く出勤し、定時より1時間早く帰宅する、または、朝1時間遅く出勤し、定時より1時間遅くまで勤務するといういわゆる時差出勤について、市として実施が可能かどうか伺います。また、週休三日制と併せて時差出勤やフレックスタイムのような柔軟な働き方は、職員採用試験における応募者の増加にもつながるのではないかとこのように思いますが、その点はいかがでしょうか。

◎大森康弘企画部長 時差出勤につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としまして、通常の勤務時間の前後1時間の範囲内で時差出勤を可能といたしましたが、緊急事態宣言中における公共交通機関の利用者を対象とした限定的な措置でございました。

今後の働き方改革を推進していく上で、時差出勤やフレックスタイム制などの柔軟な働き方に関する取組は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては公務の能率の向上や多様な職員の人材確保につながるものであるといえます。

制度の導入に関しましては、課題等も多くございますが国や他の自治体の取組状況も踏まえつつ、実現に向けて研究をしてみたいと考えております。

以上です。

◆新実祥悟議員 コロナ禍においてこういった取組をやってみたというお話でした。実際に私が思うところは、もっと踏み込んでやってもいいのかなと思っています。例えば、時差で早番のほうは朝7時から午後2時までとか、遅番は午後1時から夜8時までとか、そういうやり方もあるのかなというように思っています。当然、そうなる職員数を増やす必要があると思うのですが、この職員というのは、必要のないところで増やしてということではなくて、本当に必要だということではしっかりとそこを見て、増やしていただきたいというように思います。

今言う、私の言う時差出勤というのは、ある意味残業を減らすということにもなるというように思っています。例えば、1時間とかのフレックスタイム制を取ってしまう場合、どうしてもその後の残業まで続いてしまって、結果としてあまり変わらない、早く出てきた人も夜9時まで残業でいますよ、みたいなことになりかねないのではないかと、これまでになっていた分もあるのかなというように思っているのですが、そういったことをなくすためにも極端に早番と遅番というのを分けていただいて、職員さんをそれに合わせて増やしていただいて、それで残業がないようなそういう勤務体系を取っていただくというのものもあるのかなというように思っております。この点については、御答弁はいただきません。ちょっと極端な話ですので。

(6)として、民間事業者への働きかけについてお尋ねいたします。

兼業や時差出勤等の働き方を行政が率先して取り入れていくことで、民間事業所でもその働き方が促進されるのではないかと考えていますが、そのような働き方改革の民間事業者への働きかけをどのように考えているかお尋ねいたします。

◎池田高啓産業振興部長 我が国における働き方改革につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、働き方改革関連法が施行され、本市におきましても法に基づき職員の勤務環境整備に取り組んでまいりました。その取組の中でも、女性の出産、子育てに関する休暇制度、最近では男性の子育てに関する休暇制度の整備や、その制度の利用促進につきましては、行政機関が率先して導入することで、民間事業者におきましても制度の導入を促しているものと考えております。

このように子育てに関する休暇制度を代表として、これまでのような働き方改革における取組が行政先行型で取り入れていくことにより、少しずつ民間事業者へ浸透している状況にあるのではないかと感じております。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多様な働き方が推奨されるようになり、これをきっかけとして兼業、副業制度や時差出勤、分散休暇等については安定した経営を維持するためにも、積極的に導入する民間事業者が多いのではないかと感じております。そのため、新たな働き方改革の推進につきましては、行政先行型にこだわらず、国の方針に従い、社会情勢や企業メリット等を考慮の上、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

◆新実祥悟議員 ある意味、コロナ禍において民間のほうが先行していて、行政のほうが少し遅れているというそういう内容だったかなと思います。そうであるなら、行政サイドとして民間に合わせるような形でやっていかないと新規職員さんを募集するのでも、市役所よりも何とか会社のほうがいいよねというような話になりかねないと思うのです。やはりついていくところはついていく、抜いていくところは抜いていくような形を考えていかなければならないと思います。

そこで（７）夜の街の活性化についてです。

これは、市長さんにも私たち前年から市政クラブとして提言はさせていただいております。蒲郡市が元気であるかないかというのを市民の皆さんがどういったところで見るといって、やはり自分たちの余暇時間で街へ出たときに、蒲郡市内がどうあるのかを見て評価するわけです。一般的には、そういった方、特に若い人たちは夜の街を見て判断するのです。

例えば、ネオンがキラキラと輝いているとか、あるいは人が歩いているとかというところで街が活性化しているのか、いないのかという判断になってくると思うのです。そういった印象から言っても、また、時間の使い方から言っても、夜の街を活性化させるということは非常に大事ではないのかなというように思っているわけです。

そこでお尋ねいたします。

働き方改革の導入においては、全てが行政先行型ではなく、むしろ民間が先行している部分もあることは理解いたしました。では、民間への制度導入を促進することで週休三日制や時差出勤を行う企業等が増えていけば、新たな人の活動が創出され、夜の街等の活性化につながると考えておりますが、いかがでしょうか。

◎池田高啓産業振興部長 こうした制度の導入が進んだ場合、人々の活動が創出されることは予想されますが、夜の街等での消費が促進されるには消費者側の賃金の確保や、顧客満足度を意識した店舗経営や店舗運営など、様々な要素が必要不可欠であると考えております。

また、労働人口が減少傾向にある今後において、労働者1人にかかる業務量はますます多く、重くなることが予想される中、従業員の働き方改革を実施しながら経営を維持するためには、業務改革や効率化も同時に必要となってまいります。制度の導入を維持していくことは、企業の離職率低下や従業員側としてもプライベート時間を多く確保できるなど、メリットがあることは認識しておりますが、様々な側面から課題も多いことから夜の街等の活性化に必ずしも直結するものではないと考えております。

以上のことから、繰り返しにはなりますが、民間事業者に対する新たな働き方改革の推進につきましては、引続き国の方針に従い、社会情勢や企業メリット等を考慮の上、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

◆新実祥悟議員 ありがとうございます。

今日は、この程度にさせていただきます。まず、第一歩だということでお伝えさせていただきました。実際には、国の制度が変わっていかなければ、こういったところも地方自治体も変わらないというのがあります。国の法律に縛られている以上は、踏み込めない部分もあるのかなと思っているわけですが、でも、やれるところは考えてやってほしいなというのがあります。あまり大胆にやってしまうと、法律から逸脱するということになりかねませんが、それでも大胆にというところは常に思っておいてほしいなというように思います。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

大きい2番、小中学校海外派遣事業について。

(1) これまでの状況について伺います。これまでの実績について御答弁をお願いします。

◎壁谷幹朗教育長 小学校、中学校それぞれ分けまして御答弁させていただきます。

少し古い話になりますが、まず、中学生のほうからであります。1985年これは昭和60年に蒲郡市の国際交流事業の一環として、国際感覚と豊かな心を持つ中学生を育成するため、中学生の海外派遣事業がスタートしました。当初は、大韓民国に2回、香港に7回の派遣が行われました。その後、生徒の英語力向上のため、オーストラリアメルボルンに中学生の派遣を交渉し、1994年、これは平成6年よりブラックバーン高校との交流を開始しました。日本からは毎年オーストラリアに中学生を派遣し、およそ隔年のペースでオーストラリアから友好訪日団が訪れるようになりました。2007年、平成19年長らく交流を続けてまいりましたこのブラックバーン高校の日本語教室がなくなったため、日本の中学校との交流を望んでおりますブライトP12校とウオドンガ校を紹介してもらいました。その後は、両校に隔年で中学生を派遣しまして、2014年、平成26年からは毎年訪日団を受け入れる体制が整ってまいりました。

また、小学生の海外派遣事業につきましては、2005年、平成17年に水藤勇様、音部株式会社元会長個人の寄附金によって始まった事業であります。派遣先は、アメリカ合衆国へ、日本とは異なる自然環境、文化等に触れる体験を通して高い視点から世界を見ることのできる人材を育成すること、これを目的に平成18年から令和元年までに13回実施をしてまいりました。

なお、中学生、小学生共に令和2年からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止をしております。

以上でございます。

◆新実祥悟議員 ありがとうございます。

では、(2)現在の状況についてお尋ねします。



## 令和5年6月定例会

### 一般質問

小学生、中学生それぞれ海外派遣事業の内容を教えてください。また、今年度は小中学生の海外派遣事業を中止されました。しかし、訪日団の受入れは実施と聞いています。今年度の対応について現状をお願いいたします。

◎壁谷幹朗教育長 小学生は13の小学校から各1名の13名が5泊6日でサンフランシスコを訪れ、市内観光や社会見学、ヨセミテ国立公園の散策、ジャイアンツ球場での試合観戦という内容になっております。ホームステイは、実施をせず半日のホームビジットを実施し、昼食を食べたり英語で交流したりする時間を設けております。

中学生は、7中学校から男女1名ずつ14名が8泊9日でビクトリア州のブライトP12校または、ウォドンガ校を訪れ、5泊6日のホームステイを実施しています。基本的には、ホスト生徒とともに学校へ出かけ、一緒に授業を受けたり、交流を楽しんだりして過ごしています。また、シドニーでありますとか、メルボルンをそれぞれ宿泊し、オペラハウスやハーバブリッジなど、観光地の訪問も行っております。

小学生の海外派遣事業につきましては、8月に実施をする関係で、4月当初の判断が必要となります。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行への報道から実施の検討をしましたが、近隣市町の実施状況を踏まえ、御寄附いただいております水藤晴義様とも相談した上で、本年度は中止を決定しました。小学生の派遣中止を受けて、中学生につきましても、同様に中止とさせていただいております。

オーストラリアからの訪日団につきましては、昨年度から申入れがあり、互いの国の感染状況を注視してまいりました。4月以降、目立った感染者数の増加も見られない状況の中、過去6回の訪日経験があり、引率教員の中に日本人の方がいるという状況も踏まえて、本市での受入れは可能であると判断をし、5月上旬に実施を記者リリースし、本格的に準備を始めております。

以上でございます。

◆新実祥悟議員 それでは(3)次年度以降の予定について、現状を踏まえ今後の方針についてお尋ねします。

◎壁谷幹朗教育長 次年度以降につきましても、近隣市町の実施状況でありますとか、実施をした市町の問題点を把握した上で、児童生徒はもちろん引率者の安全・安心を踏まえ、実施を判断したいと考えております。

海外派遣事業は、教育的価値もあり今後も継続していきたいと考えておりますが、物価の高騰に伴い、派遣費用が予想以上に高騰しているなどの課題もあり、予算の確保でありますとか、家庭負担額の見直しも検討していかなければならないと考えております。

以上です。

◆新実祥悟議員 それで、今年度以降も検討していくということではありましたが、単純に今までどおりやっていくということではなくて、(4)で伺いますが、事業拡大についてです。

先だって、鈴木基夫議員のほうから、白根財団の皆さんがお見えになったという御紹介がありました。その団長さんですか、代表の方が、この子供たちの未来のために生きているのだと、そういう御答弁が市長のほうからありました。やはり、外国に行くということは、それはアメリカであろうがどこであろうが、非常に貴重なことであって、行った子供たちの未来というのがそこで新しいものが見えてくるのではないかなというように思っています。そういう意味でこういった派遣事業をやっていただいているということは大変感謝するところであります。

そういう中で、昨日、藤田裕喜議員の一般質問で自己肯定感について、しっかりと調べていただいて、もう少し要約してくれるとよかったなと思っておりますが、でも大変勉強になったわけですが、実は日本財団のほうから、その辺りについては調べられていまして、多くの外国人も含めてアンケートを取っているのです。日本人1,000人、イギリス人1,000人、インド人1,000人、韓国人1,000人、アメリカ人1,000人、中国人も1,000人という非常に多くの人たちからアンケートを取ったその結果も出ております。

自己肯定感についてはお伝えしませんが、そのアンケートの一つですが、国や社会に対する意識調査ということでやられておまして、自国の将来はよくなるか、あるいは競争力は強くなるかどうか、自分の将来、目標というものがあるかどうか、そういったアンケートだったのですが、それに対しての回答ですね、18歳意識調査ですので17歳から19歳までの子供たちということになりますが、日本の子供たちの思いというのがどれも非常に低いです。例えば、自国の将来はよくなるかというので、中国人は95%がよくなる、インド人は83%、イギリス人で39%、アメリカで36%、韓国人で33%、日本人13.9%、こんなに低いのです。いってみれば自己肯定感というのがないからこうなってしまうのだなというように思うのです。

その自己肯定感を醸成するにはどうしたらいいのかというところで、今回この海外派遣事業についての質問をさせていただいているわけですが、そこで、タイミングよく鈴木基夫議員のほうから白根財団のお話があり、そして藤田議員、そして太田哲也議員も自己肯定感についてのお話をされました。誰もが非常に重要だということで、受け止めているというように思っているというところですが、そこで、海外派遣の事業についてもっと拡大してはどうかかなと思っているわけです。

単純に拡大するということ、自己肯定感云々ではなくて、私は以前から言っているように、教育の公平性、均等性というのもきちんと考えてほしいなということで、水泳授業について一度決算審査特別委員会で、質問させていただきましたが、早く教育プールをつくってください、それで水泳授業のほうを公平に、公正に子供たちに教えてほしいと。私は

プールが苦手だから泳げませんが、そういう子をなくすようにしてほしいな。同じことなのです。

子供たちに未来を与えるのも教育だと思います。それを公平に与えてほしい。一部の選ばれた人だけではなくて。公立の義務教育は、私はすごく難しいなと思うのです。能力差がいろいろあって、その能力差のある子たちをみんな同じように引き上げていかなければならないということで、大変先生方も難しい仕事をしているなというように思っているわけですが、一部では、能力の高い人は私立の中学校に試験を受けて行って、そこで高度な教育を受けるというやり方もあるかと思いますが、その子たちはある意味、一定のレベルの子たちですので、教育の仕方もあるやり方で済むとは思いますが、公立のいわゆるこの蒲郡市の中学校においては、そういったわけにはいかないと思うのです。体力のある子もいますし、勉強ができる子もいます。音楽のいい子もいます。でも、できないこともたくさんある。でも、そのできないことも含めて、全体を持ち上げていくということが必要になるのかなというように私の印象としては思っています。そういうところで、ぜひともお金で済むなら、もっとこういった海外派遣事業を増やしていつてもらえないかなというように思っているわけですが、教育委員会としての御所見をお尋ねいたします。お願いします。

◎壁谷幹朗教育長 小学生の海外派遣事業につきましては、寄附金を基に始まった事業で、当初10回の派遣を予定していましたが、既に13回実施をし、あと2回分の寄附をいただいている状況にあります。今後、事業を続けていくためには、寄附をお願いできる事業所等を見つけ、安定した予算を確保していく必要があります。その見通しが無い状況で事業を拡大して参加者を増やす対応は、難しいと考えております。

中学生につきましては、近隣市町が海外派遣事業を業者に委託して実施しているのに対しまして、本市、蒲郡市では学校教育課の担当職員が直接学校と交渉して派遣事業と訪日団の受入れを実施しています。その甲斐がありまして、持ちつ持たれつの関係の中で、低コストで長期間の充実した事業を計画実施できています。ただ、参加者を増やすとなるとホームステイ先の確保が難しくなり、学校での活動内容や校外研修にも制限が出てくる可能性があります。また、生徒一人一人の活躍の場の確保も難しくなってきます。教育委員会としましては、小中学生共に海外派遣事業の拡大を推進していくことは現状、難しい状況にあります。

以上でございます。

◆新実祥悟議員 教育委員会としては難しい。本当に御寄附いただいている事業所の方には感謝申し上げるところではありますが、その寄附だけに頼るのではなく、市のほうのお金もきちんと入れていただけないかなというように思うわけです。もちろん教育委員会としては、人手が足りないというのがすごく大きなポイントになるのかなと私は印象として

は思っています。そういったことで、教育委員会任せにするのではなく、市長部局のどこかの部署にしっかりとそういった対応ができるような人材を置いて対応してもらえないかと、できたら小学生も中学生もその2年生、6年生になったら全員、修学旅行のようにして行ってホームステイして全員経験してもらおうということも大事かなというように思っているのです。極端に言いますが、でもそういった部署もしっかりつくって、子供たちの未来をつくるというお話のとおり、受け止めていただいて、市としての一歩、二歩を踏み込んでいただきたいというように思っております。お金はかかります。単純に私も試算しましたが言いません。そんなにかかるのという話になるかもしれません。でも、これは多分後ろのほうでお金を握っている部長さん簡単に計算できると思いますので、一遍やってみてください。やれるじゃないかという印象にもなるかと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

大きい3番、犯罪被害者等支援条例の制定についてお尋ねいたします。

(1) 県の状況について、現在の愛知県の犯罪被害者等支援条例の状況というのはどうなっているかお願いいたします。

◎飯島伸幸市民生活部長 愛知県では、犯罪被害者等の権利、利益の保護、受けた被害の回復、または、軽減及び生活の再建を図ることと犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とし、令和4年3月に愛知県犯罪被害者等支援条例を制定しております。

内容としましては、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう犯罪被害者等に対する各種支援制度や、県民への理解促進のための広報啓発活動、また、相談、カウンセリングや情報提供を行うものとなっております。

以上です。

◆新実祥悟議員 愛知県のパンフレットを御呈示させていただきます。非常に煩雑ですので、今回大きなパネルにしても多分読めないだろうと思ひまして、A4での紹介にさせていただきます。皆さんのタブレットの中には、このパンフレットは格納させていただいておりますので、御興味があったら目を通していただければと思います。

それで次、お尋ねいたしますが、(2) 県内の他市町の状況についてですが、近隣も含めて犯罪被害者等支援条例の制定状況はどうなっているかお願いいたします。

◎飯島伸幸市民生活部長 県内市町村の犯罪被害者等支援条例の制定状況を調べた結果、県内では名古屋市、犬山市、大口町、扶桑町、清州市、大府市、刈谷市、西尾市の6市2町が制定しております。東三河で制定している市町村はありません。

以上です。

◆新実祥悟議員 次の(3)本市の制定の考えについて伺うわけです。犯罪被害者の方がどういったところに被害に遭われた後、相談に行くのかということ、先ほど御呈示させていただいたパンフレットの中に書いてあります。こういったところに来てください。ところがほとんど名古屋市、そして警察もありますが、警察というのは一般市民にとって大変敷居が高くて、なかなか行きづらい。そういった中で一番行きやすいのは市役所です。市役所に来るにしても、相談窓口がないとか、条例も制定されていないという、やはりそういった被害者の方は、訪れることもできないというようになります。犯罪被害者だけではなくて、等と書いてあるのですが、これは交通事故による交通遺児も含まれているのです。交通事故というのが結構ありまして、犯罪被害者はもう少し少なくなるのですが、やはり同じように交通遺児の方も大変困っているという現状もあります。それをいかにして救っていくかということで、蒲郡市にこういった条例を制定していただいて、窓口をつくっていただく、そしてお話を聞いていただいて、ある程度助けてあげるような、そういった形が取れないかなということで質問させていただいているわけですが、それで伺います。現状、今御披歴いただいた名古屋市はじめ、6市2町が犯罪被害者等支援条例を制定していますが、本市の制定について可能性はあるかどうか伺います。

◎飯島伸幸市民生活部長 他市の犯罪被害者等支援条例の内容を調べますと、相談の総合窓口として、相談先の紹介や、情報提供のみを行う自治体や、支援金や見舞金を給付する自治体もございます。

今後、他市の状況も踏まえ、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◆新実祥悟議員 昨年、保護司会の総会において、法務省保護局保護観察名古屋保護観察所所長がお見えになり、市長に直接、犯罪被害者等支援条例についての制定をお願いしたいということで、お話がございました。去年のうちは、若干伺ったわけですが、本会議で取り上げることはいたしませんでした。今回取り上げさせていただいたのは、やはり現実を見てそろそろお考えいただきたいと、また、保護局のほうもそうした期待があるということでお伝えさせていただきました。どうぞ、単純に調査研究ではなくて、前向きにこの制定に向けて、動いていただければと思います。仕事自体は、そんなに多くはないと思っています。新しい部署、窓口をつくっていただいて人を1人配置していただければ、それでやれていくのかなというように思いますので、御検討のほうお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。